

地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所期末手当及び勤勉手当規程

平成29年4月1日

規程 第 12 号

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所職員給与規程（平成29年規程第10号。以下「給与規程」という。）第25条の規定に基づき職員（給与規程第1条に定める職員をいう。以下この規程において同じ。）の期末手当及び勤勉手当に関し必要な事項を定める。

(期末手当)

第2条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第5条までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の次の各号に定める日(次条から第5条においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。ただし、その日が土曜日に当たるときは、その日の前日とし、日曜日に当たるときはその日の前々日とする。また、これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所職員就業規則（平成29年規程第7号。以下「就業規則」という。）第19条第1号の規定により解雇され、又は死亡した職員(別に定める職員を除く。)についても、同様とする。

一 6月に支給するもの 6月30日

二 12月に支給するもの 12月10日

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の120を乗じて得た額(研究職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級以上であるもの及び事務職(1)給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの(以下「特定管理職員」という。)にあっては、100分の100を乗じて得た額)に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の表に掲げる区分に応じて、同表に定める割合を乗じて得た額とする。

| 在職期間       | 割合       |
|------------|----------|
| 6箇月        | 100分の100 |
| 5箇月以上6箇月未満 | 100分の80  |
| 3箇月以上5箇月未満 | 100分の60  |
| 3箇月未満      | 100分の30  |

3 就業規則第25条の規定により採用された職員(以下「再雇用職員」という。)に対する前項の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の100」とあるのは「100分の57.5」とする。

4 前2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在)において

職員が受けるべき給料、扶養手当の月額及びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

- 5 給与規程第8条第3項第2号に定める事務職給料表の適用を受け、その職務の級が2級以上である職員並びに同項第1号に定める研究職給料表又は医療職給料表(二)の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して別表第1又は別表第2に掲げる職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職制上の段階、職務の級等を考慮して別表第1(再雇用職員にあつては別表第2)の職員欄に掲げる職員の区分に対応する同表の加算割合欄に定める割合を乗じて得た額(給与規程第23条第1項に定める管理職員にあつては、その額に給料月額に別表第3の職員欄に掲げる職員の区分に対応する同表の給料月額に乗ずる割合欄に定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。
- 6 地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所職員の育児休業等に関する規程(平成29年規程第20号。以下「育児休業等規程」という。)第15条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(育児休業等規程第19条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)に対する前2項の規定の適用については、第4項中「給料」とあるのは「給料の月額を地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所職員の勤務時間・休日及び休暇等に関する規程(平成29年規程第25号)第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)で除して得た額」と、前項中「給料の月額」とあるのは「給料の月額を算出率で除して得た額」と、「給料月額」とあるのは「給料月額を算出率で除して得た額」とする。
- 7 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、別に定める。

(平30規程14・一部改正、令2規程4・一部改正、令2規程5・一部改正、令2規程6・一部改正)

(期末手当の不支給)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。

- 一 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第42条の規定による懲戒解雇の処分を受けた職員
- 二 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第19条第2号及び第3号の規定により解雇された職員
- 三 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日

までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

四 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

(期末手当の支給一時差し止め)

第4条 支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

一 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第4項第3号において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合

二 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所(以下「法人」という。)の運営に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき

(令元規程2・一部改正)

2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分(以下「一時差止処分」という。)を行う場合には、その旨を書面で当該一時差止処分を受けるべき者に通知しなければならない。

3 前項の規定により一時差止処分を行う旨の通知をする場合において、当該一時差止処分を受けるべき者の所在が知れないときは、同項の規定による通知を、その者の氏名及び同項の書面をいつでもその者に交付する旨を法人構内の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

4 一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消すものとする。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

一 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に

関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

二 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

三 一時差止処分を受けた者が、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して一年を経過した場合

5 前項の規定は、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

6 一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。ただし、第3項後段の規定により通知が到達したものとみなされた場合は、この限りでない。

7 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、別に定める。

(勤勉手当)

第5条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対し、理事長が別に定める期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の第2条第1項に定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは就業規則第19条第1号の規定により解雇され、又は死亡した職員(別に定める職員を除く。)についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務期間の次の表に掲げる区分に応じた割合にその者の勤務成績に応じて別に定める割合を乗じて得た割合を乗じて得た額とする。

| 勤務期間          | 割合       |
|---------------|----------|
| 6箇月           | 100分の100 |
| 5箇月15日以上6箇月未満 | 100分の95  |
| 5箇月以上5箇月15日未満 | 100分の90  |
| 4箇月15日以上5箇月未満 | 100分の80  |
| 4箇月以上4箇月15日未満 | 100分の70  |
| 3箇月15日以上4箇月未満 | 100分の60  |
| 3箇月以上3箇月15日未満 | 100分の50  |
| 2箇月15日以上3箇月未満 | 100分の40  |
| 2箇月以上2箇月15日未満 | 100分の30  |
| 1箇月15日以上2箇月未満 | 100分の20  |
| 1箇月以上1箇月15日未満 | 100分の15  |
| 15日以上1箇月未満    | 100分の10  |

|       |        |
|-------|--------|
| 15日未満 | 100分の5 |
| 0     | 0      |

3 前項の場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額の範囲とする。

一 第1項の職員のうち再雇用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額にそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、解雇され、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95(特定管理職員にあっては、100分の115)を乗じて得た額の総額

二 第1項の職員のうち再雇用職員 当該再雇用職員の勤勉手当基礎額に、100分の45(特定管理職員にあっては、100分の55)を乗じて得た額の総額

4 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

5 第2条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第5条第4項」と読み替えるものとする。

6 育児短時間勤務職員等に対する前2項の規定の適用については、第4項中「給料の月額」とあるのは、「給料の月額を算出率で除して得た額」と、前項中「第2条第5項」とあるのは「第2条第6項において読み替えられた同条第5項」とする。

7 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第3条中「前条第1項」とあるのは「第5条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日(第5条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。)から」と、「支給日」とあるのは「支給日(同項に規定する理事長が別に定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。)」と読み替えるものとする。

(平29規程70・平30規程14・一部改正・令元規程6・一部改正)

(委任)

第6条 この規程の施行に関し必要な事項は法人が別に定める。

2 前項による定めのないものについては大阪府の例による。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(期末手当及び勤勉手当支給にかかる経過措置)

2 平成29年4月1日の前日に職員の給与に関する条例(昭和40年大阪府条例第35号。以下「給与条例」という。)の適用を受けていた大阪府職員が引き続き法人の職員(大

阪府からの派遣職員を含む。) となった場合の経過措置等の取扱いについては、給与条例等の例による。

附 則 (平成29年規程第70号・一部改正)

(施行期日等)

- 1 この規程は平成30年1月17日から施行する。
- 2 改正後の地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所期末手当及び勤勉手当規程の規定は平成29年4月1日から適用する。

(内払)

- 3 改正後の地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所期末手当及び勤勉手当規程の規定を適用する場合においては、改正前の地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所期末手当及び勤勉手当規程の規定に基づいて平成29年4月1日以後の分として支給された給与は、改正後地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所期末手当及び勤勉手当規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則 (平成30年規程第14号・一部改正)

(施行期日等)

- 1 第5条の改正後の地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所期末手当及び勤勉手当規程の既定は平成30年12月20日から施行し、平成30年4月1日から適用する。
- 2 第2条の改正後地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所期末手当及び勤勉手当規程の規定は平成31年4月1日から施行する。

(内払)

- 3 第5条改正後地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所期末手当及び勤勉手当規程の規定を適用する場合においては、第5条の規定による改正前の地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所期末手当及び勤勉手当規程の規定に基づいて平成30年4月1日以後の分として支給された給与は、第5条改正後地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所期末手当及び勤勉手当規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則 (令和元年規程第2号・一部改正)

この規程は、令和元年7月17日から施行する。

附 則 (令和元年規程第6号・一部改正)

(施行期日等)

- 1 この規程は令和2年1月27日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

(内払)

- 2 改正後の地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所職員期末手当及び勤勉手当規程の

適用をする場合においては、改正前の地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所期末手当及び勤勉手当規程の規定に基づいて平成31年4月1日以後の分として支給された手当は、改正後の地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所職員期末手当及び勤勉手当規程の規定による手当の内払とみなす。

附 則（令和2年規程第5号・一部改正）

（施行期日等）

この規程は令和2年11月27日から施行する。

附 則（令和2年規程第6号・一部改正）

（施行期日等）

この規程は令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年規程第8号・一部改正）

（施行期日等）

この規程は令和4年4月1日から施行する。

別表第1 職務段階別加算割合（第2条関係）

| 給料表           | 職員   | 加算割合      |
|---------------|--|-----------|
| 研究職<br>給料表    | 職務の級5級の職員  | 100分の20   |
|               | 職務の級4級   | 100分の15   |
|               | 職務の級3級の職員  | 100分の12.5 |
|               | 職務の級2級の職員  | 100分の10   |
|               | 職務の級1級の職員で79号給以上を受ける職員                               | 100分の5    |
| 事務職（1）<br>給料表 | 職務の級6級以上の職員  | 100分の20   |
|               | 職務の級5級及び4級の職員  | 100分の15   |
|               | 職務の級3級の職員  | 100分の10   |
|               | 職務の級2級の職員のうち副主査の職を占める職員で、年齢35歳以上の職員、又は2級在級年数が4年以上の職員 | 100分の5    |
| 事務職（2）<br>給料表 | 職務の級3級の職員  | 100分の10   |
|               | 職務の級2級の職員のうち年齢35歳以上の職員又は2級在級年数が4年以上の職員               | 100分の5    |
| 医療職（2）<br>給料表 | 職務の級4級の職員  | 100分の15   |
|               | 職務の級3級の職員  | 100分の10   |

|  |   |            |
|--|---|------------|
|  | 職務の級 2 級の職員のうち副主査の職を占める職員で、年齢 3 5 歳以上の職員、又は 2 級在級年数が 4 年以上の職員 | 1 0 0 分の 5 |
|--|---|------------|

別表第 2 再雇用職員に係る職務段階別加算割合（第 2 条関係）

| 給料表           | 職員                | 加算割合         |
|---------------|-------------------|--------------|
| 研究職<br>給料表    | 職務の級 2 級の職員       | 1 0 0 分の 1 0 |
|               | 職務の級 1 級の職員       | 1 0 0 分の 5   |
| 事務職（1）<br>給料表 | 職務の級 6 級以上の職員     | 1 0 0 分の 2 0 |
|               | 職務の級 5 級及び 4 級の職員 | 1 0 0 分の 1 5 |
|               | 職務の級 3 級の職員       | 1 0 0 分の 1 0 |
|               | 職務の級 2 級の職員       | 1 0 0 分の 5   |
| 事務職（2）<br>給料表 | 職務の級 3 級の職員       | 1 0 0 分の 1 0 |
|               | 職務の級 2 級の職員       | 1 0 0 分の 5   |

別表第 3 管理職員に係る給料月額に乗ずる割合（第 2 条関係）

| 職員                                | 給料月額に乗ずる割合   |
|-----------------------------------|--------------|
| 部長級職員（管理職手当区分が一種の職を占める職員を除く。）     | 1 0 0 分の 2 0 |
| 次長級職員（管理職手当区分が一種又は二種の職を占める職員を除く。） | 1 0 0 分の 1 5 |
| 課長級職員                             | 1 0 0 分の 1 5 |
| 総括研究員級職員                          | 1 0 0 分の 1 5 |